

岩手県医療局管理規程第 20 号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 8 月 31 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
別表第 2（第12条関係）	別表第 2（第12条関係）																								
1 [略]	1 [略]																								
2 岩手県立中央病院以外の病院	2 岩手県立中央病院以外の病院																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院名</th> <th style="width: 85%;">診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立 北上病院</td> <td>内科、精神科、神経内科、<u>第 1 呼吸器科</u>、<u>第 2 呼吸器科</u>、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、ひ尿器科、<u>第 1 産婦人科</u>、<u>第 2 産婦人科</u>、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立 磐井病院</td> <td>内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、<u>リハビリテーション科</u>、放射線科、歯科、麻酔科</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科	[略]		岩手県立 北上病院	内科、精神科、神経内科、 <u>第 1 呼吸器科</u> 、 <u>第 2 呼吸器科</u> 、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、ひ尿器科、 <u>第 1 産婦人科</u> 、 <u>第 2 産婦人科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	[略]		岩手県立 磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、放射線科、歯科、麻酔科	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院名</th> <th style="width: 85%;">診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立 北上病院</td> <td>内科、精神科、神経内科、第 1 呼吸器科、第 2 呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、ひ尿器科、<u>産婦人科</u>、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立 磐井病院</td> <td>内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、<u>第 1 リハビリテーション科</u>、<u>第 2 リハビリテーション科</u>、放射線科、歯科、麻酔科</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科	[略]		岩手県立 北上病院	内科、精神科、神経内科、第 1 呼吸器科、第 2 呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、ひ尿器科、 <u>産婦人科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	[略]		岩手県立 磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>第 1 リハビリテーション科</u> 、 <u>第 2 リハビリテーション科</u> 、放射線科、歯科、麻酔科	[略]	
病院名	診療科																								
[略]																									
岩手県立 北上病院	内科、精神科、神経内科、 <u>第 1 呼吸器科</u> 、 <u>第 2 呼吸器科</u> 、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、ひ尿器科、 <u>第 1 産婦人科</u> 、 <u>第 2 産婦人科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科																								
[略]																									
岩手県立 磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、放射線科、歯科、麻酔科																								
[略]																									
病院名	診療科																								
[略]																									
岩手県立 北上病院	内科、精神科、神経内科、第 1 呼吸器科、第 2 呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、ひ尿器科、 <u>産婦人科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科																								
[略]																									
岩手県立 磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>第 1 リハビリテーション科</u> 、 <u>第 2 リハビリテーション科</u> 、放射線科、歯科、麻酔科																								
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。